

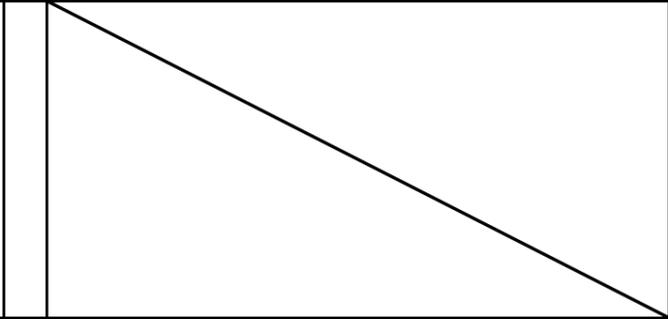
国土交通省設置法等の一部を改正する法律案審議時(H20)における附帯決議への対応状況について

H20.4.15 衆議院国土交通委員会	H20.4.24 参議院国土交通委員会	行動指針及び業務改善アクションプラン	主な対応状況
<p>独立性を確保し、公正中立な立場で適確に事故調査を行う</p>	<p>独立性を確保し、公正中立な立場で適確に事故調査を行う</p>	<p>適確な事故調査の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事故調査マニュアルの整備</li> <li>○報告書第4章「結論(原因)」の記載方法の変更</li> <li>○専門委員候補者名簿の整備</li> <li>○調査研究機関・学識経験者等への委託による専門的知見の入手</li> <li>○技術アドバイザー(学識経験者)の検討</li> <li>○部会審議の効率化(委員に対する初動調査報告、事故調査状況報告、スケルトン報告の充実及び収集した情報の電子化による情報共有)</li> <li>○社会的関心が高い事故等について、担当調査官を増員して対応</li> <li>○地方船舶事故等の処理の迅速化(テレビ会議システムの活用)</li> <li>○一部事故等調査における簡易様式の適用(航空・船舶)</li> <li>○分かりやすく読みやすい報告書の作成                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・冒頭への「要旨」掲載</li> <li>・聴取した口述の間接話法による記述</li> <li>・事故等の態様が複雑なものについてフローチャートを作成</li> <li>・第5章に「再発防止策」を起章</li> </ul> </li> </ul>
<p>委員は、専門性、中立性及び独立性の観点から、適切な人材を選任する</p>	<p>委員長・委員は、専門性、中立性及び独立性の観点から、適切な人材を選任する</p>	<p>適確な事故調査の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運輸安全委員会設置法による中立性・独立性の担保                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員は国会の同意により(国土交通大臣が)任命</li> <li>・委員長及び委員は独立してその職権を行使</li> <li>・合議制の委員会において個別の事故等調査を実施</li> </ul> </li> <li>○航空・鉄道・船舶の各モードについて、学識経験を有する委員を選任                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて専門委員についても任命</li> </ul> </li> </ul>
<p>事故の未然・再発防止に寄与する体制の整備</p> <p>3</p>	<p>事故の未然・再発防止に寄与する体制の整備</p> <p>4</p>	<p>適時適切な情報発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事務局に事故防止分析官を設置。事故等調査のデータの蓄積・分析・提供を行い、事故の未然・再発防止に寄与                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・運輸安全委員会ダイジェスト(日・英版)</li> <li>・運輸安全委員会年報(日・英版)</li> <li>・地方版分析集</li> <li>・船舶事故ハザードマップ(日・英版)</li> </ul> </li> </ul>

国土交通省設置法等の一部を改正する法律案審議時(H20)における附帯決議への対応状況について

H20.4.15 衆議院国土交通委員会		H20.4.24 参議院国土交通委員会		行動指針及び業務改善アクションプラン	主な対応状況
→	適正な人員配置	→	適正な人員配置	適確な事故調査の実施 適時適切な情報発信 被害者への配慮 組織基盤の充実	○運輸安全委員会の発足に際し、委員や事務局職員を拡充 ○事務局には事故調査官のほか、調査業務の後方支援、データの蓄積、再発防止に寄与する情報の分析・提供を行う専門職員を新たに配置 ○研修協議会で決定された研修計画に沿って、事故調査官等のスキルアップのための研修を実施 ・被害者等への理解を深めるための研修 ・クランフィールド大学(英国)での研修 ・小型機、回転翼機シミュレータ研修、大型飛行機基礎・機種別研修 ・車両技術、軌道回路研修 ・航海情報記録装置(VDR)記録データ回収・解析研修、乗船研修 ・地方事務所職員に対する航空・鉄道事故調査に関する研修等
→	十分な予算の確保	→	十分な予算の確保	適確な事故調査の実施 適時適切な情報発信 被害者への配慮 組織基盤の充実	○必要な調査を行うための予算は十分に確保
→	調査結果の蓄積・活用	→	調査結果の蓄積・活用	適時適切な情報発信	○運輸安全委員会ダイジェスト(日・英版) ○運輸安全委員会年報(日・英版) ○地方版分析集 ○船舶事故ハザードマップ(日・英版) ○船舶事故の死傷等事故(船内労働災害を含む)報告書検索システム ○英訳する調査報告書の範囲を拡大し、積極的に海外に情報を発信 ○国際会議等を通じて運輸安全委員会の取り組み等を発表
4	運安委と捜査機関は国際民間航空条約等の趣旨を尊重し、事故調査と犯罪捜査のそれぞれが適確に遂行されるよう、十分協力する	5	運安委と捜査機関は国際民間航空条約等の趣旨を尊重し、事故調査と犯罪捜査のそれぞれが適確に遂行されるよう、適切な協力、役割分担の関係構築に努める	適確な事故調査の実施	○事故現場において適切に調整が行われ、事故調査と刑事捜査が支障なく円滑に実施されるよう、警察との協力関係をさらに発展させるとともに、鑑定嘱託についての協議を継続

国土交通省設置法等の一部を改正する法律案審議時(H20)における附帯決議への対応状況について

H20.4.15 衆議院国土交通委員会	H20.4.24 参議院国土交通委員会	行動指針及び業務改善アクションプラン	主な対応状況
<p>5 事故の被害者等に対する支援の重要性にかんがみ、これまでの事故に関する経験や知見を活かし、関係行政機関等の密接な連携の下、総合的な施策の推進のために必要な措置を検討する</p>	<p>6 事故の被害者等に対する支援の重要性にかんがみ、これまでの事故に関する経験や知見を活かし、関係行政機関等の密接な連携の下、総合的な施策の推進のために必要な措置を検討する</p>	<p>被害者への配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害者等への情報提供等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスコミへ公表する事実情報や調査の進捗状況や事故調査報告書の情報提供</li> <li>・被害者等の要望により、報告書に関する説明を実施</li> <li>・「事故被害者情報連絡室」を設置、地方事務所にも窓口を設置。国土交通省「公共交通事故被害者支援室」に職員を併任</li> <li>・「被害者等情報提供マニュアル」を作成</li> <li>・被害者等へお渡しする、連絡先伝達カードを作成(日・英版)</li> </ul> </li> <li>○被害者等からのご意見への適切な対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者等の気づきなどについては、情報提供窓口が被害者等に寄り添い、話をお聞きし、適切に部会に報告</li> <li>・事故により被害に遭われた経験を有する方を講師として招き、被害者等への理解を深めるための研修を実施</li> </ul> </li> </ul>
<p>6 正当な理由なく勧告に従わない原因関係者の氏名又は名称の公表を適切に行う</p>		<p>適時的確な情報発信</p>	<p>○事案に応じて適切に対応</p>
<p>7 積極的に関係行政機関等の協力を求め、事故防止のため講ずべき施策について勧告・意見陳述する</p>		<p>適時的確な情報発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調査途中段階における行政機関への情報提供の実施</li> <li>○タイムリーかつ積極的な勧告、意見等の発出</li> <li>○勧告に基づき講じた施策又は措置の状況について国土交通大臣からの通報又は原因関係者からの報告があった場合における情報提供の実施</li> </ul>
<p>9 本法の施行後5年経過後、業務範囲に自動車事故を加えるなど、運安委の在り方について十分な検討を行う</p>	<p>8 本法の施行後5年経過後、既存の自動車事故の調査、分析、研究体制を見直して業務範囲に自動車事故を加えるなど、運安委の在り方について十分な検討を行う</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自動車事故調査体制の検討(自動車局)</li> <li>○事故リスクが高い踏切道における死亡事故に係る調査実施の検討</li> </ul>

※1は観光庁、2は船員労働委員会、8は海難審判所関係

※1、2は観光庁、3は船員労働委員会、7は海難審判所関係